

東京大学で働くみなさまへ

東京大学教職員組合
Tel/Fax: 03-5841-7971 (ext.27971)
E-mail: syokikyoku@tousyoku.org
Website: <http://tousyoku.org/>

(特定) (短時間勤務) 有期雇用教職員の雇用に関するアンケートについて
5年雇い止めの撤廃と希望者全員の無期転換権獲得のためにご協力ください。

4年前の2013年4月1日に改正労働契約法が施行されました。この法律の改正趣旨は、非正規雇用労働者の雇用の安定化であり、その一環として無期労働契約への転換の仕組みが導入されました。しかし残念なことに東京大学では、この施行を機に、雇用限度終了後の(特定)(短時間勤務)有期雇用教職員のクーリング期間を従来の3ヶ月から6ヶ月に延長し、それまで3年ごとに再採用が可能であった特任専門職員を5年以上継続雇用しないという事例が発生するなど、**有期雇用教職員の雇用はむしろ不安定な方向へと逆行しています**。また、継続雇用が5年を超えた場合に可能となる無期転換を避けるために、意図的に契約期間が短く設定されるという事態も起きています。

大学当局は、この時期に年俸制無期雇用の「職域限定職員」制度導入(平成30年度)を提示していますが、この制度により登用される有期雇用教職員は一部であることから、全体の雇用の安定化にはつながらず、むしろ「職域限定職員」以外の有期雇用教職員の待遇低下が懸念されます。

東京大学教職員組合は、大学当局に対し「雇いを安定化し、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現」という改正労働契約法の趣旨に則った雇用の実現を求めるとともに、有期雇用教職員の労働条件の抜本的改善(5年雇い止めの撤廃、賃金の改善等)に向け、集中的な取り組みを開始しました。そのためには現在東大で働く有期雇用教職員の雇用の実態と問題点を把握する必要があることから、アンケートを実施することにいたしました。全ての東大構成員にご協力いただける内容にしたつもりですが、特に有期雇用教職員の方々には、一人でも多くのご協力をいただきたく、ご自身の労働条件通知書をご参照の上、ご回答いただければありがたく存じます。

アンケート集約結果は、団体交渉の資料等に活用させていただくとともに、組合のウェブサイトで公開いたします。個人が特定されるようなことは絶対にありませんし、集約回答は組合が責任をもって厳重に管理します。

以下の2種類の方法でアンケートを受け付けております。

(1) Web アンケートで入力。

アンケート URL : <http://tousyoku.org/enquete/>

(2) アンケート用紙をダウンロードし、学内便などで提出。

ダウンロード URL (組合ウェブサイト) : <http://tousyoku.org/>



アンケート URL コード

アンケートの締め切り : 1次 : 2017年7月21日(金)

2次 : 2017年8月25日(金) できるだけ1次締切までにご提出ください。

あなたの労働契約のセルフチェックにも有効です。ぜひご協力を!

(特定)(短時間勤務)有期雇用教職員の雇用に関するアンケート
(締切: <1次>2017年7月21日(金)、<2次>8月25日(金))

選択肢がある場合は○印を付け、記述式の部分には自由にご意見等を書き込んで下さい。
 記入にかかる時間は5～10分程度です。

設問1 あなたの年齢、身分について伺います。

1-1. あなたはどの年代に属しますか? a～fのうち当てはまるものに○印をつけてください。

a. 10～20代 b. 30代 c. 40代 d. 50代 e. 60代 f. 70代以上

1-2. あなたの現在の身分、職名(名称)は何ですか? a～eのうち当てはまるものに○印をつけ、有期雇用教職員の方は労働条件通知書の記載に基づき記入してください。業務内容は大まかで結構です。

記入例) a または b 職名(名称): 事務補佐員 業務内容: 部局事務業務
 c または d 職名(名称): 特任専門職員 業務内容: 秘書業務
 e 職名(名称): 図書職員 (or 事務系職員 or 技術系職員 or 教員など)
 業務内容: 図書館業務 (or 部局事務業務 or 施設系業務 or 教育研究など)

身分	a. 短時間勤務有期雇用教職員 (2004年3月31日以前に採用) →設問2へ b. 短時間勤務有期雇用教職員 (2004年4月1日以降(法人化以降)に採用) →設問2へ c. 特定短時間勤務有期雇用教職員 →設問3へ d. 特定有期雇用教職員 →設問3へ e. 上記以外(常勤教職員ほか) →設問5へ
eに○印の方のみ	身分をご記入ください:
職名(名称)	
業務内容	

設問2 設問1-2でaまたはbに○印をつけた方に伺います。

2-1. 改正労働契約法(2013年4月1日施行)によって、2013年4月1日以降、5年を超えて継続して雇用されている労働者は、本人が申し込みをすれば全員が無期契約(定年まで期間の定めのない雇用)に転換できることを知っていましたか?

a. 知っていた b. 知らなかった c. どちらともいえない

2-2. このような「無期契約への転換」は、常勤教職員などへの身分変更ではなく、原則的に労働条件(給与、休暇等)は従来のまま、契約期間だけがこれまでの1年契約+更新から、期限のない無期契約になることであり、知っていましたか?

a. 知っていた b. 知らなかった c. どちらともいえない →設問4へ

設問3 設問1-2でcまたはdに○印をつけた方に伺います。

3-1. 改正労働契約法(2013年4月1日施行)によって、2013年4月1日以降、5年を超えて継続して雇用されている労働者は、本人が申し込みをすれば全員が無期契約(定年まで期間の定めのない雇用)に転換できることになりましたが、いわゆる研究職である特定(短時間勤務)有期雇用教職員(特任教員、学術支援専門職員・学術支援職員、特任専門員・専門職員(事務系業務に従事する者を除く。秘書などの事務系業務従事者は「5年」を適用))は「5年」ではなく「10年」超えが条件となっていることを知っていましたか?

a. 知っていた b. 知らなかった c. どちらともいえない

3-2. このような「無期契約への転換」は、常勤教職員などへの身分変更ではなく、原則的に労働条件（給与、休暇等）は従来のまま、契約期間だけがこれまでの1年契約など+更新から、期限のない無期契約になることであると知っていましたか？

- a. 知っていた
- b. 知らなかった
- c. どちらともいえない

設問4 設問1-2でa~dに○印をつけた方に伺います。

4-1.あなたの労働条件通知書の「契約期間」欄にはどのように記載されていますか？下線部分をご記入ください。

平成__年__月__日から平成__年__月__日（当初の採用年月日：平成__年__月__日）

無期転換申込権に係る通算契約期間開始日：平成__年__月__日

上記以外の形式の記載の場合（具体的に：_____）

4-2.あなたの労働条件通知書の「更新の有無」欄にはどのように記載されていますか？

- a. 有
- b. 無
- c. 更新する場合があります。ただし__回（平成__年__月__日）を限度とし、以後採用しない。
- d. その他（具体的に：_____）

※ただし、更新の判断基準…以降の記述については、省略してご記入ください。

4-3.あなたは現在の職名で雇用される以前に、東京大学で雇用されたことがありますか？

- a. ある
- b. ない

4-4. 前問で「a.ある」に○印をつけた方はわかる範囲で結構ですので、雇用期間と職名をご記入ください。

_____年__月__日 ~ _____年__月__日 職名：

_____年__月__日 ~ _____年__月__日 職名：

_____年__月__日 ~ _____年__月__日 職名：

設問5 全員に伺います。

5-1. 東京大学では、法人化前採用の短時間有期雇用教職員は5年を超えて継続雇用されていますが、**法人化以降採用の有期雇用教職員**についても、短時間<例>事務補佐員>⇔特定短時間<例>特任専門職員>、短時間⇔常勤<例>育休代替>など学内で異なる身分で雇用される場合は5年満了後でも6ヶ月のクーリングは必要なく引き続き雇用ができますし、特任専門職員（3年限度）の再採用も規則上可能なので、**制度上は通算で5年を超えた継続雇用が可能なケースが存在します。**あなたはこのことを知っていましたか？

- a. 知っていた
- b. 知らなかった
- c. どちらともいえない

5-2. あなたは前問で記述したケース（異なる身分に移行して継続雇用）に当てはまりますか？

- a. 当てはまる
- b. 当てはまらない
- c. わからない

※「a. 当てはまる」と回答された方は、4-2.で伺った雇用限度年月日が、無期雇用を回避する目的で意図的に短く設定されている可能性があります。雇用限度年月日が正当な理由なく短く設定されていないか確認し、ご不明な点があれば組合にご連絡ください。

設問 6 設問 1-2 で a~d に○印をつけた方に伺います。

6-1. あなたが無期契約転換への申込権を獲得した場合、無期契約への転換を申し込みますか？

- a. 申し込む b. 申し込まない c. わからない

6-2. その理由をお書きください。

設問 7 設問 1-2 で a~d に○印をつけた方に伺います。

5 年雇い止め撤廃、無期転換による「雇用の安定化」は最重要課題ですが、その他に雇用面で改善してほしい点は何ですか？ ご自由にお書きください。

設問 8 全員に伺います。

8-1. 有期雇用教職員の方が、最大 5 年（研究開発業務に従事する有期雇用教職員は 10 年）で雇い止めになることによって、あなたの職場で過去に何か不都合が生じたことがある、または不都合が生じる恐れがありますか？

- a. 不都合が生じた／生じる恐れがある b. 不都合は生じなかった／生じる恐れはない c. わからない

8-2. a.に○印をつけた方は、不都合な事態の具体的な内容をお書きください。b.に○印をつけた方は、不都合が生じなかったまたは生じる恐れがないと思われる理由をお書きください。

設問 9 自由記述欄

(上記設問 1~8 では書ききれなかったこと、組合への質問、要望、その他、なんでもご自由にお書きください)

ご協力ありがとうございました。当アンケートは下記の方法でお送りくださいますようお願いいたします。

1 次締切 2017 年 7 月 21 日（金）、2 次締切 8 月 25 日（金）

組合ポスト投函：生協第 2 食堂 1 階入口 「東京大学教職員組合」ポスト

学内便（宛先）：東京大学教職員組合

Fax：03-5841-7971 メール：syokikyoku@tousyoku.org

郵便ポスト投函（切手代をご負担ください）：〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 生協第 2 食堂 3 階